

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（4）

～判決の脆弱性（1）～

金子武嗣

【連載◆】判決の脆弱性（1）

1. はじめに…判決の認定構造と事実認定の脆弱性
2. 東京グループ（幸徳傳次郎（秋水）・管野スガ・宮下太吉・新村忠雄・古河力作・森近運平・奥宮健之・坂本清馬）の行動
 - （1）幸徳（傳次郎）秋水の上京（明治41年7月）
 - （2）宮下太吉の書面送付（明治41年11月13日）
 - （3）大石誠之助の来訪（明治41年11月19日）
 - （4）松尾卯一太の来訪（明治41年11月）
 - （5）坂本清馬への勧告
 - （6）新村忠雄
 - （7）坂本清馬
 - （8）管野スガ
 - （9）内山愚童の来訪（明治42年1月14日）
 - （10）宮下太吉の来訪（明治42年2月13日）
 - （11）森近運平と宮下太吉とのやりとり（明治42年2月13日）
 - （12）宮下太吉の幸徳秋水への連絡（明治42年5月）
 - （13）千駄ヶ谷への転居
 - （14）宮下太吉の来訪（明治42年6月7日）
 - （15）宮下太吉の明科での原料収集の行動（明治42年6月）
 - （16）新村忠雄の新宮での行動（明治42年4月～8月）
 - （17）幸徳秋水の決意（明治42年9月）
 - （18）幸徳秋水、管野スガ、新村忠雄の協議（明治42年9月）
 - （19）新村忠雄の明科行き
 - （20）奥宮健之の行動（明治42年10月）
 - （21）幸徳らと古河との会話（明治41年10月）
 - （22）薬研の借入（明治42年10月12日）
 - （23）宮下太吉の試験体製造（明治42年10月12日）

- (24) 宮下太吉の実験（明治42年11月3日）
- (25) 実験結果の報告（明治42年11月）
- (26) 宮下太吉の上京（明治42年12月31日）
- (27) 宮下太吉の幸徳秋水訪問（明治43年1月1日）
- (28) 古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月）
- (29) 幸徳秋水（傳次郎）の逃避（明治43年3月）
- (30) 再実験の中止（明治43年4月）
- (31) 管野スガ、新村忠雄、古河力作の協議（明治43年5月1日）
- (32) 事件の発覚（明治43年5月）

3. 節目の事実関係の図

4. 判決の認定事実は皇室危害罪に該当するか

- (1) はじめに…会話の意味
- (2) 明治41年7月
- (3) 宮下太吉の書面送付（明治41年11月13日）
- (4) 大石誠之助の来訪（明治41年11月19日）
- (5) 松尾卯一太の来訪（明治41年11月）
- (6) (7) 坂本清馬・新村忠雄への勧告
- (8) 坂本清馬
- (9) 管野スガ
- (10) 内山愚堂の来訪（明治42年1月14日）
- (11) 宮下太吉の来訪（明治42年2月13日）
- (12) 森近運平と宮下太吉とのやりとり（明治42年2月13日）
- (13) (14) 宮下太吉の幸徳秋水への連絡（明治42年5月）
- (15) 宮下太吉の来訪（明治42年6月7日）
- (16) 宮下太吉の明科での原料収集の行動（明治42年6月）
- (17) 新村忠雄の新宮での行動（明治42年4月～8月）
- (18) 幸徳秋水の決意そして管野スガ、新村忠雄との協議（明治42年9月）
- (19) 新村忠雄の明科行き
- (20) 奥宮健之の行動（明治42年10月）
- (21) 幸徳らと古河との会話（明治41年10月）
- (22) 宮下太吉の実験（明治42年11月）
- (23) 実験結果の報告（明治42年11月）
- (24) 宮下太吉の上京（明治43年1月1日）
- (25) 古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月2日）
- (26) 古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月23日）
- (27) 幸徳秋水の翻意（明治43年3月）
- (28) 再実験の中止（明治43年4月）

(29) 管野スガ、新村忠雄、古河力作の協議（明治43年5月17日）

(30) 結末

【連載◆】判決の脆弱性（1）

金子武嗣

幸徳秋水（傳次郎）行為は、判決の事実認定でも皇室危害罪に該当しないし、また、判決の事実認定は誤りである。

1. はじめに…判決の認定構造と事実認定の脆弱性

本章においては、幸徳の行為の事実認定、そして皇室危害罪（刑法73条）法令適用が誤りを指摘し、判決の脆弱性を明らかにするものである。

研究ノート（龍谷法学53巻4号）では、東京グループ以外の新宮、熊本、大阪、神戸グループ、そして内山愚童について、判決の認定された犯罪事実そのものからみても、「会話」で成り立っていて、会話当事者の「合意」すら認められず、皇室危害罪に該当しないことを明らかにした。また、東京グループと他のグループとの関係がほとんどないことも明らかにした。幸徳は、東京グループ（幸徳秋水・管野スガ・宮下太吉・新村忠雄・古河力作・森近運平・奥宮健之・坂本清馬）であるから、これらの者の行動を明らかにする。

本章では、まず、判決の認定事実から、それがそもそも皇室危害罪の行為（特に「陰謀」）と評価されるものかを明らかにする。

判決では、①犯罪事実の認定、②犯罪事実の証拠表示がなされている。②は各予審調書が引用されているが、②犯罪事実の証拠表示が、基礎となった予審調書からみて認められるものであるか（そのように要約できる

ものであるか)、また、その結果からみて、そもそも①の犯罪事実自体が認定することができるか否か(合理的認定といえるか)を問題とする。

2. 東京グループ(幸徳傳次郎(秋水)・管野スガ・宮下太吉・新村忠雄・古河力作・森近運平・奥宮健之・坂本清馬)の行動

判決第1に認定された幸徳を中心とする東京グループの犯罪事実は以下のとおりである。

(1) 幸徳秋水(傳次郎)の上京(明治41年7月)

明治四十一年六月二十二日錦輝館赤旗事件の獄起るや

被告幸徳傳次郎は、時に帰省して高知縣幡多郡中村町に在り當局の處置を憤慨して其後圖を為さんと欲し其譯する所の無政府共產主義者ペートル、クロボトキン原著麵包の略取と題する稿本を携へ七月上京の途に就き

1) 新宮行き(明治41年7月)

被告大石誠之助を迂路和歌山縣東牟婁郡新宮町に訪ひ誠之助及び被告成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一に會見して政府の迫害甚しきにより反抗の必要なることを説き越へて

2) 箱根行き(明治41年8月)

八月新宮を去りて被告内山愚童を箱根林泉寺に訪ひ赤旗事件報復の必要なることを談し

3) 巢鴨への転居

帰京の後東京府豊多摩郡淀橋町柏木にと居し尋て同府北豊嶋郡一巢鴨町に轉住して同主義者に對し常に暴力の反抗必要なる旨を唱道せり

同年九月被告森近運平、坂本清馬上京して傳次郎の宅に客居す

初運平は無政府共産主義を奉し大阪に在りて大阪平民新聞或は日本平民新聞と称したる社會主義の新聞紙を發刊し又定時茶話會を開き無政府共産説を鼓吹す

（2）宮下太吉の書面送付（明治41年11月13日）

隅々被告宮下太吉心を同主義に傾けたるも皇室前途の解決に付て惑ふ所あり

明治四十年十二月十三日運平を大阪平民社に訪ふて之を質す

運平乃ち帝國紀元の史實信するに足らざることを説き自ら太吉をして不臣の念を懷くに至らしむ

其後太吉は内山愚童出版の入獄紀念無政府共産と題する暴慢危激の小冊子を携へ東海道大府驛に到り行幸の鹵簿を拝觀する群集に頒與し且之に對して過激の無政府共産説を宣傳するや衆皆傾聴するの風あれとも言一たび皇室の尊嚴を冒すや復耳を假す者なきを見て心に以爲く帝國の革命を行んと欲すれば先づ大逆を犯し以て人民忠愛の信念を殺くに若かすと

是に於て太吉は爆裂彈を造り大逆罪を犯さんことを決意し

明治四十一年十一月十三日其旨を記し且一朝東京に事あらは直に起て之に應すべき旨を記したる書面を運平に送り運平は之を傳次郎に示し且太吉の意思強固なることを推獎したるに傳次郎は之を聽て喜色あり

（3）大石誠之助の來訪（明治41年11月19日）

是時に當り被告大石誠之助上京して被告傳次郎及び被告管野スガを診察し傳次郎の餘命永く保つへからざることを知る傳次郎之を聞て心大に決する所あり

十一月十九日誠之助の傳次郎を訪ふや傳次郎は運平誠之助に對し赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士數十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し

諸官衝を焼鐵し當路の顯官を殺し且宮城に逼りて大逆罪を犯す意あることを説き豫め決死の士を募らんことを託し運平、誠之助は之に同意したり

（４）松尾卯一太の来訪（明治41年11月）

同月中被告松尾卯一太も亦事を以て出京し一日傳次郎を訪問して傳次郎より前記の計畫あることを聴て均しく之に同意したり

（５）坂本清馬への勧告

是に於て被告傳次郎は更に其顛末を被告新村忠雄及び清馬に告げ特に清馬に對しては各地に遊説して決死の士を募るべきことを勧告したり

（６）新村忠雄

忠雄は傳次郎より無政府共產主義の説を聴て之を奉し深く傳次郎を崇信す

曾て群馬縣高崎市に於て東北評論と稱する社會主義の新聞を發行し其印刷人となりて主義の鼓吹に努め信念最熱烈なり

（７）坂本清馬

又清馬は明治四十年春頃より無政府共產説を信して傳次郎方に出入し其後熊本評論社に入り同社發行の熊本評論に過激の論説を掲載して主義の傳播に力め赤旗事件發生の後上京して傳次郎方に寄食し前示傳次郎の勸説に接するや其逆謀に同意し奮て決死の士を募らんことを快諾したり

然れに其後事を以て傳次郎と隙を生し遂に傳次郎方を去りて宮崎縣に往き或は熊本縣に入りて松尾卯一太方に寄食し卯一太及被告飛松與次郎等に對して暴漫危激の言を弄し、更に各地に放浪したる後明治四十三年三月二至り佐藤庄太郎を東京市下谷區萬年町二丁目の萬居に訪ふて爆裂彈の製法を問へり

同年（注．明治41年）十二月被告傳次郎は麵包の略取を出版す

（8）管野スガ

又被告スガは近日（注．明治41年12月）當局の同主義者に對する壓抑益甚しと為して之を憤激し爆裂彈を以て大逆罪を犯し革命の端を發せんと欲する意思を懷き一夜傳次郎を巢鴨町に訪ふて之を圖る傳次郎は喜んで之に同意し協力事を舉げんことを約し且告くるに宮下太吉か爆裂彈を造りて大逆を行はんとする計画あること及び事起るときは紀州と熊本とに決死の士出つへきことを以てせり

（9）内山愚童の來訪（明治42年1月14日）

明治四十二年一月十四日被告愚童は上京して傳次郎を訪ふ傳次郎は歐字新聞に載せたる爆裂彈圖を愚童に貸與し清馬と共に之を觀覽せしむ

翌日愚童は轉して東京府豊多摩郡淀橋町柏木に往きスガを訪ふスガは之に對して若し爆裂彈あらは直に起て一身を犠牲に供し革命運動に従事すへき旨を告げ愚童の賛否を試む

（10）宮下太吉の來訪（明治42年2月13日）

同年二月十三日被告太吉は上京して被告傳次郎を訪ひ豫定の逆謀を告ぐ當時傳次郎は未だ深く太吉を識らざりしを以て故らに不得要領の答を為し其去るに及んで之らスガ及び忠雄に談り太吉の決意を賞揚しスガは聴て大に之を喜び忠雄は感奮して心に自ら其學に加らんことを誓ふ

（11）森近運平と宮下太吉とのやりとり（明治42年2月13日）

又太吉は當時運平か傳次郎方を去りて巢鴨町に萬居したるを訪ひ逆謀を告ぐ運平は家に係累者ありて實行に加ること能はざるを慨し且被告古河力作か曾て桂總理大臣を刺さんと欲し單身匕首を懷にして其官邸を覗ひたる

事實を談り其驅幹矮小なれとも膽力は以て事を共にするに足るへしと賞揚して暗に推薦の意を諷したり

(12) 宮下太吉の幸徳秋水への連絡（明治42年5月）

越へて五月中被告太吉は愛知縣知多郡亀崎町に在りて松原徳重なる者より爆裂薬は塩酸加里十匁雞冠石五匁の割合を以て配合すへき旨を聞きたるに因り爆裂薬の製法を知り得たるを以て主義の爲めに斃るへき旨を傳次郎に通信す

時に被告スガは傳次郎と同棲し其旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し且附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり

同年六月被告太吉は亀崎町より長野縣東筑摩郡中川手村明科所在長野大林區署明科製材所に轉勤の途次東京に出つ

(13) 千駄ヶ谷への転居

是より先傳次郎は再び居を東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町に移す

(14) 宮下太吉の来訪（明治42年6月7日）

六日七日の両日太吉は傳次郎を訪ひ傳次郎及びスガに對して逆謀の徑路を詳説し傳次郎スガの兩人は忠雄及び力作は各勇敢の人物なることを説き之を太吉に推薦したり

(15) 宮下太吉の明科での原料収集の行動（明治42年6月）

其後被告太吉は明科製材所に在りて同僚の職工等に對し無政府共產一説を鼓吹し、

同年七月事を以て甲府市に往き同市柳町三丁目百瀬康吉より爆裂薬の原料として塩酸加里二磅を買入れ

尋て愛知縣碧海郡高濱町吉濱内藤與一郎に依頼して雞冠石二斤を購求し

又書を新宮町大石誠之助方に寄寓したる忠雄に寄せて其逆謀に同意せんことを求め且塩酸加里の送付を乞ふ越へて八月一日更に書を發して之を促し遂に其月十日忠雄より送致したる塩酸加里壹磅を受領したり

（16）新村忠雄の新宮での行動（明治42年4月～8月）

是より先忠雄は四月以來誠之助方に往き藥局の事務を補助し常に被告峰尾節堂、高木顯明等に對して國民尊王の信念は迷信耳之を打破せんと欲せは大逆を行ふに若かすとの激語を放ち殊に被告成石平四郎とは意氣最投合し誠之助等か急に事を學くる意なきことを疑ひ二人挺身して大逆罪實行の衝に當らんことを約せり

偶太吉の書を得るに及び情を誠之助に告げ其承諾を得て同町畑林藥店より前示の藥品を買入れ以て之を發送したり

（17）幸徳秋水の決意（明治42年9月）

被告傳次郎は前に太吉の逆謀を聴て之に同意を表したりと雖も太吉の企圖は大逆罪を以て唯一の目的と爲し他に商量する所なく傳次郎か運平、誠之助、卯一太と協議したる計畫とは大小疾徐の差なきに非ざるを以て願望の念なきに非さりしか近日政府の迫害益甚しと爲して之を憤慨し先太吉の計畫を遂行せしめんと欲する決意を爲すに至れり

（18）幸徳秋水、管野スガ、新村忠雄の協議（明治42年9月）

是に於て同年九月月上旬忠雄か被告スガより壯快の事あり歸京すへしとの通信を得歸京して傳次郎方に寓居するに及び傳次郎スガ忠雄の三人傳次郎宅に於て相議して明治四十三年秋季を期し爆裂彈を用ひて大逆罪を執行せんことを定め

（19）新村忠雄の明科行き

忠雄は其議を齎らして被告太吉を長野縣東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告く、兩人會談の際太吉は忠雄に囑するに爆裂藥の製造に實驗ある人士の説を徴すへきことを以てし又雞冠石の磨碎に用うへき藥研は忠雄か他より借入れて其用に供すへきことを約し忠雄は歸京の後太吉の希望を傳次郎に傳へ傳次郎は之を領す

(20) 奥宮健之の行動（明治42年10月）

被告奥宮健之は無政府共產主義者には非されとも平生好んで同主義の書を読み頗る其趣味を解し且傳次郎と舊交あり

九月下旬傳次郎を訪ふ坐談の際傳次郎は健之に對し今若し日本に於て大逆を行ふ者あらは其結果如何と問ふや健之は我國に於て此の如き學を爲す者あらは人心を失ひ忽ち失敗せん耳と答へ傳次郎は之を聴て遲疑の状あり越へて

十月健之の再來訪したるに接し傳次郎は問ふに爆裂藥の製法を以てす健之は已に傳次郎の逆謀を推知したるに拘らす自ら其製法を知らされとも知人に質して通知すへき旨を答へ乃ち之を西内正基に質し且其曾聞せし所を參酌して塩酸加里六分金硫黃四分の割合を以て調製し鋼鐵片を加へ金屬製圓筒形の小一罐に装填し外部を鍍金にて捲くへき旨を十數日の後傳次郎に通知し傳次郎は更に其自ら知る所の他の方法と參酌して之を忠雄に授け忠雄は之を太吉に通告したり

(21) 幸徳らと古河との會話（明治41年10月）

十月上旬被告傳次郎は被告古河力作を其宅に招致しスガ忠雄と共に大逆罪決行の意思を告く力作は明治四十年春より社會主義に入り傳次郎の説を聴て無政府共產主義を奉するに至り曾て雜誌自由思想の印刷人となりたること有り軀幹矮小なりと雖も膽力ある者として儕輩に推重せらる此に至りて傳次郎等の逆謀を聴き直に之に同意したり

(22) 薬研の借入（明治42年10月12日）

是より先被告忠雄は太吉と相別れ長野縣を去るに臨み同縣埴科郡埴生村西村八重治に薬研借入を乞ひたれとも會々他に貸與しありて其望を達すること能はざりしを以て其兄新村善兵衛に託す

善兵衛は八重治に依頼して之を借入れ太吉に送付す

太吉は十月十二日之を受領し其寓居に置くことを憚りて之を新田融に預け

(23) 宮下太吉の試験体製造（明治42年10月12日）

同月二十日に至り明科百七十六番地融の寓所に於て其薬研を以て前日買入れたる雞冠石を磨碎し又同月末太吉は東川手村潮の臼田鍋吉に依頼して金属製の小鐘五個を製造せしめたり

(24) 宮下太吉の実験（明治42年11月3日）

此の如くして爆裂彈の装薬容器既に成る是に於て被告太吉は前に忠雄の通告したる製造法に依り即ち塩酸加里六分雞冠石四分の割合に小豆大の礫約に十顆を混して一鐘に装填し同年十一月三日明科附近の山中に到り試に之を投擲したるに爆發の効力甚た大なり

(25) 実験結果の報告（明治42年11月）

乃ち太吉は其旨を忠雄に通報し忠雄は之を傳次郎及スガに傳告し傳次郎は更に之を健之に報告したり

(26) 宮下太吉の上京（明治42年12月31日）

同月中被告太吉は自ら鐵小鐘壹個を造り又同年十二月被告融に依頼して鐵葉小鐘二個を造らしめ其中鐵製鐘及び鐵葉製鐘壹個と前掲塩酸加里及び雞冠石とを携帯して傳次郎等と面議せんか爲めに三十一日上京したり

(27) 宮下太吉の幸徳秋水訪問（明治43年1月1日）

明治四十三年一月一日被告傳次郎スガ太吉忠雄の四人傳次郎宅に會合して太吉携へし所の小鐘及び藥品の批評を為し且交互其小鐘を擲ちて實用に適するや否を試み

(28) 古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月）

翌日（注．1月2日）力作は傳次郎を訪問して傳次郎スガ忠雄より前日の形況を聴き尋て同月二十三日力作か傳次郎宅に往きたる際スガ忠雄力作の三人は傳次郎の寢臥したる隣室に於て秋季逆の謀の實行に関する協議を為し忠雄は再び長野縣の郷里に帰省し太吉と來往相課る所ありたり

(29) 幸徳秋水（傳次郎）の逃避（明治43年3月）

同年三月被告傳次郎は近日老母より帰郷を促す信書を得且其躬親を逆謀實行の任に當るを不利とする念生し偶小泉某歴史編纂の事業を擔任せんことを慫慂する所ありしを以て一時静浪の間其編纂に従事せんと欲し被告スガと相携へて相州湯河原に往き暫山水の間に起臥したり

(30) 再実験の中止（明治43年4月）

同年四月被告スガは湯河原より遙に書を長野縣に在る忠雄に寄せて爆裂彈の再試験を勧告す是に於て忠雄は太吉と相會して地勢を視察したれとも適當の地を発見せず且前回試験の際に於ける爆聲頗る世人の嫌疑を招きたる形蹟あるを以て時機を待ちて之を行ふことと為し遂に中止したり

(31) 管野スガ、新村忠雄、古河力作の協議（明治43年5月1日）

五月一日被告スガは帰京して千駄ヶ谷町増田謹三郎方に寓す十七日忠雄も亦帰京し其夜スガ、忠雄、力作の三人スガの寓所に相會して大逆罪實行の部署を議し一旦抽一籤してスガ力作の兩人先發者となり忠雄太吉の兩人

は後發者と定まりしか忠雄は之を遺憾と為し翌日力作に對して之を變更せんことを求め遂に機を見て再び部署を議定すへきことを相約せり

（32）事件の發覺（明治43年5月）

是より先四月中被告太吉は再融に囑して前日製作せしめたる小鐘と同一の鐵葉鐘二十四個を造らしむ然れとも太吉等の舉動漸く警察官の注意する状あるを察し被告太吉は五月八日比万一の事あらは古河力作に轉送を乞ふ旨記したる書面を添へ所藏の爆裂藥と前掲小鐘とを同僚の職工清水太市郎方に寄託したれとも猶安んせざる所ありて同月二十一日更に之を明科製材所の鍛冶工場及び汽機室内に隠匿し幾ならすして事竟に發覺したり

3. 節目の事実関係の図

本件での節目となった判決の犯罪事実を図にすると次頁のとおりである。

4. 判決の認定事実は皇室危害罪に該当するか

判決の認定事実から、それがそもそも皇室危害罪（刑法78条）の行為（特に「陰謀」）と評価されるものかを明らかにする。これらは、研究ノート（2）（龍谷法学53巻4号）でのべたようにほとんどが会話で成り立っている。

（1）はじめに…会話の意味

2人以上の会話がなされたとしても、

- ①合意がない、つまり、会話当事者のそれぞれの意思の表明にすぎなかった、そもそも「陰謀」ではなく「自分はこう思う」というそれぞれの意見表明にすぎない場合

つ危険性がない場合
が認められる。

つまり、これらはいずれも刑法73条の「陰謀」ではない。

刑法73条に「陰謀」が含まれるとしても、その結果は「死刑」という重罪であるから、その認定は慎重であるべきである。

以下、事実を検討する。

（2）明治41年7月

明治四十一年六月二十二日錦輝鑑赤旗事件の獄起るや

被告幸徳傳次郎は、時に帰省して高知縣幡多郡中村町に在り當局の處置を憤慨して其後圖を為さんと欲し其譯する所の無政府共產主義者ペートル、クロボトキン原著麵包の略取と題する稿本を携へ七月上京の途に就き

1）新宮行き

被告大石誠之助を迂路和歌山縣東牟婁郡新宮町に訪ひ誠之助及び被告成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一に會見して政府の迫害甚しきにより反抗の必要なることを説き越へて

①当事者

幸徳秋水
大石誠之助
成石平四郎
高木顕明
峰尾節堂
崎久保誓一

②行為

幸徳が、大石誠之助、成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一に會見して政府の迫害甚しきに由り反抗の必要なることを説いた。

③合意はあったのか

合意はない。

幸徳が、政府の迫害が甚しいので反抗が必要であることを説いただけ。

④合意内容による当事者の行動

政府への反抗と現実性のない革命談義にすぎず、行動はない。

幸徳が「反抗の必要なること」を大石らに話をしたのであれば、帰京後、大石らから幸徳へ動きがあるか、もしくは、幸徳から大石に対して動きがあるのが自然であるが、何もない。大石らと幸徳の会話で完結（終了）しており、何らの行動もない。「放談」「革命談義」にすぎない。合意などない。

明治41年7月に和歌山県新宮町に大石誠之助を訪ね、成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一に會見して政府の迫害甚しきに由り反抗の必要なることを説いたが、反抗の必要性の受け止め方は、直接行動、暴力革命といろいろであったが、話は抽象的で具体性がない。一致しているのは、天皇に危害を加えるテロの話はでていないことである。

天皇に対するテロは幸徳秋水も考えていない。ここでは、政府への反抗と現実性のない革命談義にすぎない。

2) 箱根行き

八月新宮を去りて被告内山を箱根林泉寺に訪ひ赤旗事件報復の必要なることを談し

①当事者

幸徳秋水

内山愚童

②行為

幸徳と内山が、赤旗事件の報復の必要なることを談した。

③合意はあったのか

合意はない。

幸徳と内山が、赤旗事件の報復の必要なることを談しただけ。

④合意内容による当事者の行動

政府への反抗と現実性のない革命談義にすぎず、その後の行動はない。
合意などない。

幸徳が「赤旗事件の報復の必要なること」を内山に話をしたのであれば、
帰京後、内山から幸徳へ動きがあるか、もしくは、幸徳から内山に対して
動きがあるのが自然であるが、何もない。幸徳と内山の会話で完結（終
了）しており、何らの行動もない。「放談」「革命談義」にすぎない。

3) 巢鴨への転居

帰京の後東京府豊多摩郡淀橋町柏木にと居し尋て同府北豊嶋郡一巢鴨町
に轉住して同主義者に對し常に暴力の反抗必要なる旨を唱道せり

同年九月被告森近運平、坂本清馬上京して傳次郎の宅に客居す

初運平は無政府共產主義を奉し大阪に在りて大阪平民新聞或は日本平民
新聞と称したる社會主義の新聞紙を發刊し又定時茶話會を開き無政府共產
説を鼓吹す

①当事者

幸徳秋水

森近運平

坂本清馬

②行為

幸徳が、主義者に対し、常に暴力の反抗が必要なる旨を唱道（自分から先に立って言うこと）した。

森近が、大阪平民新聞或は日本平民新聞と称したる社会主義の新聞紙を発刊し又定時茶話會を開き無政府共產説を鼓吹（意見や思想を盛んに唱えて、広く賛成を得ようとする）こと）した。

③合意はあったのか

合意はない。

幸徳が常に暴力の反抗が必要なる旨を唱道しただけ。

森近が社会主義の新聞を発刊し、定時に茶話會を開き無政府共產説を鼓吹しただけ。

明治41年9月頃から森近と坂本が上京し幸徳の宅に寄宿したが、同人らと幸徳が何を話したのかは定かではない。

④合意内容による当事者の行動

幸徳が、常に暴力の反抗が必要なる旨を唱道したにすぎず、行動はない。会話で完結。

合意などない。

（3）宮下太吉の書面送付（明治41年11月13日）

（明治四十年十二月十三日運平を大阪平民社に訪ふて之を質す

運平乃ち帝國紀元の史實信するに足らざることを説き自ら太吉をして不臣の念を懷くに至らしむ

其後太吉は内山愚童出版の入獄紀念無政府共産と題する暴慢危激の小冊子を携へ東海道大府驛に到り行幸の鹵簿を拝觀する群集に頒與し且之に對して過激の無政府共産説を宣傳するや衆皆傾聴するの風あれとも言一たび皇室の尊嚴を冒すや復耳を假す者なきを見て心に以為く帝國の革命を行んと欲すれば先づ大逆を犯し以て人民忠愛の信念を殺くに若かすと

是に於て太吉は爆裂彈を造り大逆罪を犯さんことを決意し

明治四十一年十一月十三日其旨を記し且一朝東京に事あらは直に起て之に應ずべき旨を記したる書面を運平に送り運平は之を傳次郎に示し且太吉の意思強固なることを推奨したるに傳次郎は之を聴て喜色あり

①当事者

宮下太吉

森近運平

（手紙による連絡）

.....

幸徳秋水

森近運平

②行為

宮下が、明治40年12月13日に大阪平民社に森近を訪ね、教えを請うたりした。

宮下が、内山愚童出版の「入獄紀念無政府共産」と題する小冊子を携へ東海道大府驛で群集に頒與し、無政府共産説を宣伝した。

宮下が、爆裂彈をつくり天皇に対するテロを決意した旨記載した手紙を森近に送付し、森近はその手紙を幸徳に示して宮下の意思強固なることを

推奨したところ、幸徳が聞いて「喜色」（喜んだ）。

③合意はあったのか

合意はない。

宮下の意思強固なることを幸徳が聞いて喜んだとしても、皇室危害罪の合意があったとは到底言えない。

④合意内容による当事者の行動

森近が、宮下の意思強固なることを推奨し、幸徳が聞いて「喜色」（喜んだ）ならば、森近・幸徳が、宮下に対し何らかの行動をおこしているはずであるが、何も行動はない。森近から宮下に連絡すらない。書面を見て話をただけで完結（終了）している。合意などない。

後記のとおり（11）（15）、証拠からみて、幸徳にとっては、田舎の職工にすぎない宮下は、ほとんど関心のない人物であった。そんなことを考える人間もいるのかという程度で、記憶にすら留められていないようである。

（4）大石誠之助の来訪（明治41年11月19日）

是時に當り被告大石誠之助上京して被告傳次郎及び被告管野スガを診察し傳次郎の餘命永く保つへからさることを知る傳次郎之を聞いて心大に決する所あり

十一月十九日誠之助の傳次郎を訪ふや傳次郎は運平誠之助に對し赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士数十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衝を焼鐵し當路の顯官を殺し且宮城に逼りて大逆罪を犯す意あることを説き豫め決死の士を募らんことを託し運平、誠之助は之に同意したり

①当事者

幸徳秋水

大石誠之助

森近運平

②行為

幸徳が、森近と大石に対し、「赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士数十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衝を焼鐵し當路の顯官を殺し且宮城に逼りて大逆罪を犯す意あることを説き豫め決死の士を募らんことを託し」、森近と大石はこれに同意した。

③合意はあったのか

抽象的に「大逆を犯す意思があること、決死の士を募る」旨の合意があったといえても、いつ、どのようにという具体性がない。

④合意内容による当事者の行動

幸徳、大石、森近との間で「大逆を犯す意思があること、決死の士を募る」合意がなされたというのであれば、幸徳または森近が新宮に赴くか、何らかの行動をするのが自然である。大石もその後、合意に従った行動をするのが自然であるが、何もない。幸徳や森近から大石への連絡、また、大石から幸徳、森近への連絡の形跡もない。

合意がなかったか、もしくは「やる気」がない。ましてや、計画の現実性（具体性）もなく・危険性すらみうけられない。

明治41年11月に大石誠之助が上京してきた。幸徳に会うことが主目的ではなかったが、幸徳や管野スガが病気なので、診察を兼ねて、幸徳宅を訪問した。その際の診察で、幸徳の余命が長くないことを述べている。

明治41年11月19日に、幸徳宅を訪れた際、森近も同席したようであるが、幸徳秋水は大石・森近に「赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人

を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官庁を焼いて、無政府状態をつくりたい。」ということを述べた。これはいわば幸徳の革命への願望をのべた「革命談義」であるが、大石も森近も、すぐに実現できる現実性のある話として受け止めておらず、いわば幸徳の「空想談」であった。ましてや、天皇への「テロ」など幸徳も大石も森近も考えてもいない。決死の士を集めるという話があったとしても、現実の話とされるはずもない。

つまり、革命（内乱）の話も決死の士の話も現実性・具体性のない話であった。

（５）松尾卯一太の来訪（明治41年11月）

同月中被告松尾卯一太も亦事を以もって上京し1日傳次郎を訪問して傳次郎より前記の計画あることを聴いて均しく之に同意したり。

①当事者

幸徳秋水

松尾卯一太

②行為

松尾が幸徳より前記の計画あることを聴いて均しくこれに同意した。

③合意はあったのか

松尾が幸徳から計画を聞いて同意したとしても、計画は抽象的であり、陰謀と評価できるほどの具体性がない。

④合意内容による当事者の行動

幸徳と松尾の間で、大石と同じ計画の合意があったとしたら、松尾にその後の動きがあるか、幸徳にも熊本グループとの連携行動があるはずであ

るが、何もない。幸徳と松尾との連絡もない。

合意がなかったか、もしくは「やる気」がない。ましてや、計画の現実性・具体性もなく、ましてや危険性もない。

明治41年11月、松尾卯一太が上京してきた。幸徳に会うことが主目的でなかった。明治41年11月25日に幸徳は松尾が一人できたときに革命の話をしたが、あくまで無政府状態にしたいという「革命談義」をしたもので、松尾は深く留めてもいないものであった。

無政府状態の話としても、「決死の士を募り貧民を日比谷公園に集め市内の富豪に向って掠奪を為さしめ且つ諸官衙を破壊し」との会話も認められない。もちろん「テロ」の話など皆無である。

幸徳の話がそうであるから、松尾が「これに同意して決死の士を養成すべきこと」を約したこともない。革命（内乱）はもちろん、「テロ」についての謀議など皆無である。大石への話以上に現実性のない話である。

（6）（7）坂本清馬・新村忠雄への勧告

是に於て被告傳次郎は更に其顛末を被告新村忠雄及び清馬に告げ特に清馬に對しては各地に遊説して決死の士を募るべきことを勧告したり

①当事者

幸徳秋水

新村忠雄

坂本清馬

②行為

幸徳は其顛末を新村忠雄及び坂本に告げ特に坂本に対しては各地に遊説して決死の士を募るべきことを勧告した。

③合意はあったのか

幸徳は、坂本に各地に遊説して決死の士を募るべきことを勧告しただけであり、坂本の同意は認定されていない。

新村は新聞を発行し印刷人となって主義を広めることに努めただけである。

いずれも合意があったとはいえない。

④合意内容による当事者の行動

坂本や新村忠雄に、各地を遊説して「決死の士」を募ることを勧告したのであれば、明治41年11月の直後に各地へ行くはずであるが、それもない。つまり合意はないのである。

(8) 坂本清馬

又清馬は明治四十年春頃より無政府共産説を信じて傳次郎方に出入し其後熊本評論社に入り同社発行の熊本評論に過激の論説を掲載して主義の傳播に力め赤旗事件發生の後上京して傳次郎方に寄食し前示傳次郎の勸説に接するや其逆謀に同意し奮て決死の士を募らんことを快諾したり

然れに其後事を以て傳次郎と隙を生し遂に傳次郎方を去りて宮崎縣に往き或は熊本縣に入りて松尾卯一太方に寄食し卯一太及被告飛松與次郎等に對して暴漫危激の言を弄し、更に各地に放浪したる後明治四十三年三月二至り佐藤庄太郎を東京市下谷區萬年町二丁目の萬居に訪ふて爆裂彈の製法を問へり

①当事者

幸徳秋水

坂本清馬

坂本清馬

松尾卯一太

飛松興次郎 等

坂本清馬

佐藤庄太郎

②行為

坂本は、明治四十年春頃より無政府共産説を信して幸徳方に出入し其後熊本評論社に入り同社發行の熊本評論に過激の論説を掲載して主義の傳播に力め赤旗事件發生の後上京して幸徳方に寄食し前示幸徳の勸説に接するや其逆謀に同意し奮て決死の士を募らんことを快諾した。

坂本は、宮崎縣に往き或は熊本縣に入りて松尾方に寄食し松尾及被告飛松興次郎等に對して暴漫危激の言を弄した。

坂本は、明治四十三年三月二至り佐藤庄太郎を東京市下谷區萬年町二丁目の萬居に訪ふて爆裂彈の製法を問へり。

幸徳は、同年（明治41年）十二月、麵包の略取を出版した。

③合意はあったのか

坂本が幸徳の逆謀に同意して決死の士を募ることを快諾したという点では合意があるが、抽象的であり大逆罪の陰謀といえるほどの具体性がない。

坂本は佐藤庄太郎に爆裂彈の製法を聞いたが答えはない。坂本の佐藤への行動に幸徳の指示や同意はない。

④合意内容による当事者の行動

幸徳と仲の良い時に「決死の士」を募ることを快諾した明治41年11月に募集に行かず、明治42年以降になって「幸徳と隙を生じて」から宮崎や熊

本へ行くことは矛盾する。

松尾宅に寄宿しても、松尾と「決死の士」を募集してもいない。

飛松についても暴慢危激な会話をしていたかもしれないが、共同して何かをしたことはない。会話で完結している。坂本は、合意を裏付けるほどの「やる気もない」し、行動もない。

（９）管野スガ

又被告スガは近日（注．明治41年12月）當局の同主義者に對する壓抑益甚しと為して之を憤激し爆裂彈を以て大逆罪を犯し革命の端を發せんと欲する意思を懷き一夜傳次郎を巢鴨町に訪ふて之を圖る。傳次郎は喜んで之に同意し協力事を舉げんことを約し且告くるに宮下太吉か爆裂彈を造りて大逆を行はんとする計画あること及び事起るときは紀州と熊本とに決死の士出つへきことを以てせり

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

②行為

幸徳が、「宮下太吉か爆裂彈を造りて大逆を行はんとする計画あること及び事起るときは紀州と熊本とに決死の士出つへきことを以てせり」と述べ、菅野が合意した。

③合意はあったのか

判決上は②の合意を認定しているが、具体的な計画はない。

④合意内容による当事者の行動

明治41年12月当時は爆裂弾の製造は現実のものとなっておらず、合意に基づく行為はない。

明治41年12月に管野が幸徳の自宅で話しをしたことはあるかもしれないが、幸徳自体が記憶していないようなものである。話の内容は、宮下がこんなことを考えていることや、大石・松尾らとの革命談義に終始したものであろう。

幸徳が「宮下太吉か爆裂弾を造りて大逆を行はんとする計画あること及び事起るときは紀州と熊本とに決死の士出つへきことを以てせり」とのべ、管野が合意したということは、前記の抽象的な大石・森近との話、そして松尾との話からみて、あまりにも唐突である。

管野の供述であれば、これは幸徳秋水としての初めての天皇に対する「テロ」についての発言となるものであるが、幸徳が記憶していないということは考えられない。宮下の爆裂弾製造の話は、当時現実のものになっていなかった。これに依拠して革命を起こす話にはならないし、「テロ」の話などでてくるはずもない。ましてや、それに依拠して、「決死の士」を紀州と熊本から出てくるということをいうことは、現実離れしている。管野の供述は、信用性がない。その場の話だけで終わっている。

（10）内山愚堂の来訪（明治42年1月14日）

明治四十二年一月十四日被告愚童は上京して傳次郎を訪ふ傳次郎は歐字新聞に載せたる爆裂弾圖を愚童に貸與し清馬と共に之を觀覽せしむ

翌日愚童は轉して東京府豊多摩郡淀橋町柏木に往きスガを訪ふスガは之に對して若し爆裂彈あらは直に起で一身を犠牲に供し革命運動に従事すべき旨を告げ愚童の賛否を試む

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

内山愚童

②行為

幸徳は明治42年1月14日、内山に爆裂弾図を見せた。

翌15日、管野は爆裂弾があったら革命運動に従事すべき旨を内山に告げ、賛否を試みた。

③合意はあったのか

幸徳と内山は、幸徳が爆裂弾図を見せたのみで、具体的な計画の話はなく、合意は認定できない。

管野と内山は、管野が告げた内容に対する内山の返答、意思が認定されていないため、合意は認定できない。

④合意内容による当事者の行為

その後内山と管野は行動をともにしておらず、合意に基づいた行為はない。

明治42年1月14日内山が上京し幸徳宅を訪れた。その際に幸徳が、欧字新聞（外国の新聞）に載った爆裂弾圖を愚童に見せたことは事実である。しかし、それはテロの話ではなく、諸外国での話で見せただけにすぎない。革命論議すらなされていない。

内山は翌1月15日管野を訪ねたが、管野は爆裂弾があったら一身を犠牲に供し革命運動に従事すべき旨を告げている。管野も革命論議の一環での話であって、テロではない。

明治42年1月14日幸徳宅で欧字新聞の爆裂弾圖を内山に見せたが、それ
(龍法 '21) 54-1, 252 (252)

だけで、その後内山は爆裂弾の製造など検討すらしていない。

内山は翌1月15日管野を訪ねたが、管野は爆裂弾があったら一身を犠牲に供し革命運動に従事すべき旨を告げている。しかし、その後、内山は管野と行動をともしたりもしていない。革命論議の一環での話であって、話として終わっていて行動はない。管野の自分の話として完結している。具体性がなく、革命談義の域を出ない。

（11）宮下太吉の来訪（明治42年2月13日）

同年二月十三日被告太吉は上京して被告傳次郎を訪ひ豫定の逆謀を告ぐ當時傳次郎は未だ深く太吉を識らざりしを以て故らに不得要領の答を為し其去るに及んで之らスガ及び忠雄に談り太吉の決意を賞揚しスガは聴て大に之を喜び忠雄は感奮して心に自ら其學に加らんことを誓ふ

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

新村忠雄

宮下太吉

②行為

宮下が幸徳の元を訪れ、逆謀の計画を告げた。これに対して、幸徳は賛意を示さず曖昧な態度を取った。

③合意はあったのか

宮下の計画に幸徳が賛意を示しておらず、合意は認定できない。宮下が帰った後で、幸徳は宮下の決意を賞賛したとあるが、合意があったのであれば、その場で宮下に対して賞賛するであろうし、曖昧な態度は取らない

であろう。

④合意内容による当事者の行動

なし

宮下は明治42年2月13日に上京し、幸徳宅を訪れた。幸徳と宮下の最初の出会いであり重要なものであった。管野、その際、宮下は幸徳に天皇への爆裂弾による「テロ」の話をした。しかし、幸徳秋水は、宮下に、賛意を示さずあいまいな態度に終始した。明治41年12月の管野とのやりとり（9）、明治43年1月の内山とのやりとり（10）が本当であったら、賛意を示し、協力を申し出たはずである。ところが、幸徳はそれをしていない。幸徳が賛成してくれると思っていた宮下は不満をもって去っている。

幸徳自体、宮下から「テロ」そして「爆裂弾」の話をだされ、たじろいだのである。何よりも宮下の過激性に抵抗があったと思われる。これは、幸徳がテロ自体の決意（大逆）をしていなかったことを意味する。

幸徳が宮下の決意を賞揚するのであれば、目の前でするのが普通である。宮下が帰ったあとで、幸徳が管野や新村忠雄に、宮下の決意を賞賛するような話をするのは経験則上ありえない。仮に幸徳にそのようなことをいった事実があったとしても、それは、「自分ではできないがよくやるわ」というたぐいのものであろう。賛成というものではない。

（12）森近運平と宮下太吉とのやりとり（明治42年2月13日）

又太吉は當時運平か傳次郎方を去りて巢鴨町に萬居したるを訪ひ逆謀を告ぐ運平は家に係累者ありて實行に加ること能はざるを慨し且被告古河力作か曾て桂総理大臣を刺さんと欲し單身匕首を懷にして其官邸を覗ひたる事實を談り其驅幹矮小なれとも膽力は以て事を共にするに足るへしと賞揚して暗に推薦の意を諷したり

①当事者

宮下太吉

森近運平

②行為

宮下が森近に対して逆謀を告げたが、森近は「実行に加わることはできない」と拒絶し、古河を推薦した。

③合意はあったのか

森近が「実行に加わることはできない」と拒絶した以上、森近・宮下の間で合意があったとは認定できない。

④合意内容による当事者の行動

なし

宮下は、明治42年2月13日に幸徳宅を去り、森近を訪れた。

宮下は森近に天皇への爆裂弾による「テロ」の話をした。森近も宮下の話に、あまりの過激さにたじろいだのであろう。自分はその企てに参加できないが、古河力作という人物がいて体は小さいが胆力があり一緒にやれるからと推薦した。

ここでは森近は、宮下の計画に対して、「係累者があって実行に加わることはできない。」と拒絶している。そして、苦し紛れに古河力作を推薦していることになる。森近は逃げたのである。

(13) (14) 宮下太吉の幸徳秋水への連絡（明治42年5月）

越へて五月中被告太吉は愛知縣知多郡亀崎町に在りて松原徳重なる者よ

り爆裂薬は塩酸加里十匁雞冠石五匁の割合を以て配合すへき旨を聞きたるに因り爆裂薬の製法を知り得たるを以て主義の爲めに斃るへき旨を傳次郎に通信す

時に被告スガは傳次郎と同棲し其旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し且附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり

同年六月被告太吉は亀崎町より長野縣東筑摩郡中川手村明科所在長野大林區署明科製材所に轉勤の途次東京に出つ

①当事者

幸徳秋水

菅野スガ

宮下太吉

②行為

宮下・菅野の間の手紙のやりとり

③合意はあったのか

宮下・菅野の間での通信であり、両名の間の合意を認定する余地はあるが、菅野の手紙に幸徳の意が反映されている証拠はない

幸徳と宮下との間は合意はなく、菅野との間にも合意はない。

④合意内容による当事者の行動

宮下は、明治41年5月に松原徳重から爆裂薬は塩酸加里10匁、雞冠石5匁の割合を以て配合すへき旨を聞き、爆裂薬の製法を知った事実、そしてこれを無政府主義のために斃るへき旨を傳次郎に通信したという。しかし、その手紙は残っていない。菅野が幸徳の意を受けたかどうか明らかではないが、宮下太吉に成功を喜ぶ旨返信し、且つ附記するに自己も同一の

決心あることを以てしたりとする。

この時期に幸徳が天皇への「テロ」を考えていたかどうかは証拠上明らかではない。そもそも、「塩酸加里十匁、鶏冠石五匁の割合をもって配合すべき旨」の爆裂弾製造方法を聞いただけで、その現実可能性も検討できていないのに、幸徳、管野がそんな手紙をもらって大いに喜ぶであろうか。

是より先傳次郎は再び居を東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町に移す

明治41年6月宮下太吉はそれまでの愛知県知多郡亀崎町より長野県東筑摩郡中川手村明科所在長野大林區署明科製材所に転勤した。また、幸徳秋水も、再び居を東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町に移していた。

（15）宮下太吉の来訪（明治42年6月7日）

六日七日の両日太吉は傳次郎を訪ひ傳次郎及びスガに對して逆謀の徑路を詳説し傳次郎スガの兩人は忠雄及び力作は各勇敢の人物なることを説き之を太吉に推薦したり

①当事者

幸徳秋水

宮下太吉

②行為

幸徳が宮下の計画を聞き、新村・古河を推薦した

③合意はあったのか

幸徳は宮下の計画を聞いて、新村・古河を推薦したのみであって、計画実行についての合意はしていない。爆裂弾もできておらず、具体的な計画ではなかった。

④合意内容による当事者の行動

宮下は、転勤の途中に上京し、明治42年6月6日、7日に千駄ヶ谷の幸徳宅を訪れた。幸徳秋水宅で、幸徳と管野に再度天皇に対する爆裂弾によるテロの話をし、新村忠雄と古河を「勇敢の人物」として推薦したという。しかし、「爆裂弾をつくって天皇を斃すと言う話」も、テロの話も具体的なものではなかった。ここでは宮下が自説を幸徳らに話しただけである。

爆裂弾もできておらず、宮下の話に具体性もなかった。管野らはそれなら古河力作に話しをしてみたらとittedただけである。森近と同様(12)、逃げたと評価されてもしかたがない。それを新たな「テロの謀議」であると認定したのである。

(16) 宮下太吉の明科での原料収集の行動(明治42年6月)

其後被告太吉は明科製材所に在りて同僚の職工等に對し無政府共產一説を鼓吹し、同年七月事を以て甲府市に往き同市柳町三丁目百瀬康吉より爆裂藥の原料として塩酸加里二磅を買入れ

尋て愛知縣碧海郡高濱町吉濱内藤與一郎に依頼して雞冠石二斤を購求し

又書を新宮町大石誠之助方に寄寓したる忠雄に寄せて其逆謀に同意せんことを求め且塩酸加里の送付を乞ふ越へて八月一日更に書を發して之を促し遂に其月十日忠雄より送致したる塩酸加里壹磅を受領したり

①当事者

宮下太吉

新村忠雄

(手紙による連絡)

②行為

宮下の求めに応じて新村が塩素酸カリを購入し、宮下に送付した。

③合意はあったのか

宮下と新村の間には「塩酸カリの調達するという点についての合意」はあったが、「皇室危害罪」についての具体的計画についての合意は認められない。

④合意内容による当事者の行動

原料の塩素酸カリの調達だけで宮下・新村間で今後の予定の相談や、爆裂弾の製造の進行状況の報告などがなされていない

（17）新村忠雄の新宮での行動（明治42年4月～8月）

是より先忠雄は四月以来誠之助方に往き薬局の事務を補助し常に被告峰尾節堂、高木顯明等に對して國民尊王の信念は迷信耳之を打破せんと欲せは大逆を行ふに若かすとの激語を放ち殊に被告成石平四郎とは意氣最投合し誠之助等か急に事を學くる意なきことを疑ひ二人挺身して大逆罪實行の衝に當らんことを約せり

偶 太吉の書を得るに及び情を誠之助に告げ其承諾を得て同町畑林藥店より前示の藥品を買入れ以て之を發送したり

①当事者

新村忠雄

峰尾節堂

高木顯明

成石平四郎

宮下太吉

（宮下は新村に対して手紙による連絡）

②行為

新村忠雄が、峰尾節堂、高木顯明等に対して国民の尊王の信念を迷信として打破するには大逆を行うしかないと話し、成石平四郎とは意気最投合し、宮下から手紙をもらって爆裂弾の原料となるものを提供した。

③合意はあったのか

新村忠雄が宮下太吉に塩素酸カリを送付したことは事実であるが、新宮のグループと、「大逆」についての具体的計画についての合意は認められない。

④合意内容による当事者の行動

新村忠雄は、明治41年4月から同年8月まで新宮町の大石方に寄宿し、薬局の事務を補助していた。新村忠雄は新宮グループの峰尾節堂、高木顯明等に革命について話をしていたが、特に成石平四郎とは意気投合している。

しかし、新村忠雄が天皇に対する爆裂弾によるテロを新宮グループに話をしたことはない。峰尾節堂、高木顯明、成石平四郎らは、後日の新村と管野、古河、宮下らとの相談の際には呼ばれていない。会話だけで完結している。

(18) 幸徳秋水の決意そして管野スガ、新村忠雄の協議（明治42年9月）

被告傳次郎は前に太吉の逆謀を聴て之に同意を表したりと雖も太吉の企圖は大逆罪を以て唯一の目的と爲し他に商量する所なく傳次郎か運平、誠之助、卯一太と協議したる計畫とは大小疾徐の差なきに非ざるを以て顧望の念なきに非さりしか近日政府の迫害益甚しと爲して之を憤慨し先太吉の計畫を遂行せしめんと欲する決意を爲すに至れり

是に於て同年九月上旬忠雄か被告スガより壯快の事あり歸京すへしとの通信を得歸京して傳次郎方に寓居するに及び傳次郎スガ忠雄の三人傳次郎

宅に於て相議して明治四十三年秋季を期し爆裂彈を用ひて大逆罪を執行せんことを定め

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

新村忠雄

②行為

幸徳は新村から宮下の計画を聞いてこれに同意し、幸徳、管野、新村の3名で明治43年秋季に大逆罪の計画を実行することを合意した。

③合意はあったのか

幸徳、管野、新村の3名は、爆裂彈で天皇を攻撃するという宮下の計画のコンセプトと実行時期について同意はしたものの、それ以上に具体的な計画についての合意は認められない。

④合意内容による当事者の行動

同意当時においては、計画実行の可否を決める爆裂彈がまだできていないし存在もしておらず、話が抽象的なのである。

幸徳らがその後も爆裂彈製造に主体的に関わった様子がない。

実行までのスケジュールを策定しておらず抽象的なのである。

幸徳は、宮下の爆裂彈による天皇へのテロの考え方について、全面的に賛成はしていない。あくまで、幸徳は革命の一環としての天皇への攻撃と捉えていた。

明治42年9月、新村忠雄が新宮から戻ってきたことを契機に、幸徳がテ

口を決意し、幸徳と管野、新村忠雄の3名で天皇への「テロ」の計画を決めたというが、肝腎のテロの手段とされる「爆裂弾」ができていないし、できるかどうか不明確でない。またそれを製造する宮下が話に参加していない。これを幸徳秋水のテロの決意とすることは状況からみて無理がある。しかも、明治43年秋季を期してできてもない爆裂弾を用いて大逆罪と遂行せんことを定めることなど到底できるはずがない。

新村忠雄は宮下を長野県東筑摩郡東川手村に訪れて会談し、宮下は新村に爆裂薬の製造に実験したことのある人から聞いてほしいことを求め、雞冠石の磨碎に用うべき薬研を新村忠雄か他より借入れて調達することを約した。新村は東京に帰って、宮下の希望を幸徳に伝えた。

ここで明らかなのは、宮下には塩素酸カリ20匁、雞冠石10匁という配分しかわかっていなかったということである。このような状況で、爆裂弾の製造の可否、その威力を自明のものとして、重大な企で、天皇へのテロを計画できるはずのないことは明らかであろう。

幸徳がテロを決意し実行できるような具体的な状況になっていない。

(19) 新村忠雄の明科行き

忠雄は其議を齎して被告太吉を長野県東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告ぐ、兩人會談の際太吉は忠雄に囑するに爆裂薬の製造に實驗ある人士の説を徴すべきことを以てし又雞冠石の磨碎に用うべき薬研は忠雄か他より借入れて其用に供すべきことを約し忠雄は歸京の後太吉の希望を傳次郎に傳へ傳次郎は之を領す

①当事者

宮下太吉

新村忠雄

②行為

新村が宮下を訪問して幸徳、管野との協議の結果を伝えた。

宮下は新村に爆裂弾製造経験のある者からアドバイスを受けることを求め、また、薬研を他人から借り入れることを求め、新村はこれを了解した。

③合意はあったのか

新村が幸徳らとの協議結果を伝えるという形で計画の実行について合意がなされた。もっとも、その合意は、(18)の事実においてみられた抽象的なコンセプトと実行時期の合意に留まる。

宮下と新村の間で経験者のアドバイスを受けることや、薬研の調達が合意されているが、これはこのときに宮下が求めて合意されたもので、新村が宮下に伝えた幸徳らの協議結果には含まれていないものである。また、これらの宮下・新村間の合意はあくまで爆裂弾製造に向けられたものであり、皇室危害罪の実行そのものに向けられた計画ではない。

そもそも(18)の計画があったのであれば、爆裂弾製造が計画に組込まれるはずである。

しかし、計画実行の全体的スケジュールの中に爆裂弾製造のスケジュールを落とし込んだ様子がない。

(20) 奥宮健之の行動（明治42年10月）

被告奥宮健之は無政府共産主義者には非されとも平生好んで同主義の書を読み頗る其趣味を解し且傳次郎と舊交あり

九月下旬傳次郎を訪ふ坐談の際傳次郎は健之に對し今若し日本に於て大逆を行ふ者あらは其結果如何と問ふや健之は我國に於て此の如き學を爲す者あらは人心を失ひ忽ち失敗せん耳と答へ傳次郎は之を聴て遲疑の状あり越へて十月健之の再來訪したるに接し傳次郎は問ふに爆裂藥の製法を以てす健之は已に傳次郎の逆謀を推知したるに拘らず自ら其製法を知らされと

も知人に質して通知すへき旨を答へ乃ち之を西内正基に質し且其曾聞せし所を參酌して塩酸加里六分金硫黄四分の割合を以て調製し鋼鐵片を加へ金屬製圓筒形の小一鐘に装填し外部を鍍金にて捲くへき旨を十數日の後傳次郎に通知し傳次郎は更に其自ら知る所の他の方法と參酌して之を忠雄に授け忠雄は之を太吉に通告したり

①当事者

幸徳秋水

奥宮健之

②行為

幸徳の求めに応じて奥宮が爆裂彈の製法を他人に聞いて幸徳に教えた。

③合意はあったのか

奥宮は幸徳が爆裂彈を天皇に対するテロに使うのではないかと推測していたが、両者の間にこの点についての確認行為はなかった。爆裂彈の製法を教えるという点についての合意はあったが、具体的計画についての合意は認められない。あくまで、爆裂彈製造という限度をこえる話ではない。

④合意内容による当事者の行動

幸徳・奥宮間で今後の予定の相談がなされていない。

テロの具体的計画に奥宮は一度も参加していない。

被告奥宮健之は、無政府共產主義者ではなかったが関心をもち、幸徳と親交があったが、明治42年9月下旬、幸徳宅を訪れた際、話の中で、日本で天皇に対するテロについて聞いたところ、奥宮健之は「そのようなことを企てたら人心を失ひ失敗するだろう」と答えている。

明治42年10月奥宮が再度幸徳宅を訪れたとき、幸徳は爆裂薬の製法を聞いたが、その際、奥宮健之は、知人に聞いて知らせる旨を答え、その10数日後、西内正基に聞いて塩酸酸カリ 6 分、金硫黄 4 分の割合を以て調製し鋼鐵片を加へ金属製の円筒形の小罐に装填し、外部を針金でまくこと知らせた。幸徳は新村忠雄にこれを伝え、新村忠雄は宮下太吉に知らせた。しかし、奥宮はテロはもちろん無政府状態をおこすことも反対しており、まったく宮下のテロを知らなかった。

（21）幸徳らと古河との会話（明治41年10月）

十月上旬被告傳次郎は被告古河力作を其宅に招致しスガ忠雄と共に大逆罪決行の意思を告ぐ力作は明治四十年春より社會主義に入り傳次郎の説を聴て無政府共產主義を奉するに至り曾て雑誌自由思想の印刷人となりたること有り軀幹矮小なりと雖も膽力ある者として儕輩に推重せらる此に至りて傳次郎等の逆謀を聴き直に之に同意したり

①当事者

幸徳秋水

古河力作

管野スガ

新村忠雄

②行為

幸徳が古河を自宅に招いて、管野、新村と「逆謀」の話をし、古河は同意した。

③合意はあったのか

（18）の幸徳らの話を、古河にしたということである。

しかし、それはテロの話か、革命の話か判然としない。

明治41年10月の時点でも爆裂弾はできておらず、爆裂弾の話も抽象的で、会話で完結している。

④合意内容による当事者の行動

幸徳は、明治41年10月上旬古河力作を其宅に招致しスガ忠雄と共に、無政府状態をおこすことや宮下の爆裂弾によるテロの話を話題とし、古河力作は幸徳の話を聞いていたが、何らの行動も起こしていない。また幸徳の古河への指示もない。会話で完結していて、合意はない。

(22) 宮下太吉の実験（明治42年11月）

此の如くして爆裂弾の装薬容器既に成る是に於て被告太吉は前に忠雄の通告したる製造法に依り即ち塩酸加里六分雞冠石四分の割合に小豆大の礫約に十顆を混して一鐘に装填し同年十一月三日明科附近の山中に到り試に之を投擲したるに爆發の効力甚た大なり

①当事者

宮下太吉

②行為

爆裂弾を投擲した。

③合意はあったのか

他者との合意は認められない。宮下が勝手に実験しただけで、誰も見ていない。

④合意内容による当事者の行動

宮下は幸徳が奥宮から聞いた製法とは異なる製法で爆裂弾を製造した。

宮下は、容器の小罐ができたので、塩酸酸カリ 6 分、雞冠石 4 分の割合に小豆大の礫約に十個を混して一罐に装填し、明治42年11月3日の夜、明科附近の山中で、約5間の距離で、試に1個を投げたところ大きな音をたてた。宮下は音の大きさに驚き、製材所で残りの4罐を廃棄した。

宮下の実験は、宮下だけしか知らず、ぶつかった際の音については大きいものの、その威力については明らかではない。鶏冠石は、当時から花火の発音剤として戦後まで汎用されていたもので、大きな音は当然である。問題は破壊力であったが、宮下は確認していない。しかし、宮下はこれを成功として評価した。

その後、宮下も含め誰も再実験はしておらず、破壊力は不明である。

なお、この試験体の製造は、奥宮の幸徳への「塩素酸カリ 6 分、金硫黄 4 分」の情報（21）と異なっている。奥宮の情報でない製造方法で試験体が製造されたのである。

前記のとおり、宮下は明治41年5月に松原徳重から爆裂薬は塩酸加里10匁、雞冠石5匁の割合（3分の2,3分の1）を以て配合すべき旨を聞いていたが、それとも違っている。なお、幸徳が新村忠雄に製法を教え、これを宮下が聞いたとされるが、幸徳の供述では明確でない。

また、試験体の材料のうち、鶏冠石は明治42年7月頃に愛知県の内藤與一郎から、また塩素酸カリは、明治42年6月愛知県の高浜村の内藤与一から2ポンドを、明治42年8月に新宮にいた新村忠雄から1ポンドの送付をうけているが、そのどちらを使用しているか明らかではない。

宮下の実験に用いた物体とその構成要素（原料）その調達、そしてその割合がはっきりしていないのである。

(23) 実験結果の報告（明治42年11月）

乃ち太吉は其旨を忠雄に通報し忠雄は之を傳次郎及スガに傳告し傳次郎は更に之を健之に報告したり

①当事者

宮下太吉

新村忠雄

幸徳秋水

管野スガ

奥宮健之

②行為

宮下の爆裂弾製造成功の報を宮下→新村→幸徳・管野→奥宮の順に伝達した。

③合意はあったのか

宮下と新村、新村と幸徳・管野、幸徳と奥宮のそれぞれの間には爆裂弾を用いた天皇に対するテロを構想しているとの共通認識があった、また、天皇に対するテロの構想は爆裂弾の成功をもって実現に向けて前進したとの共通認識もあったといいうる。ただ、④にのべるようにそのような共通認識をもって具体的計画についての合意は認められないのである。

④合意内容による当事者の行動

この時点では具体的計画についての謀議（合意）はなされていない。情報（結果）の伝達だけである。すぐにも幸徳が宮下を呼んではいないのである。幸徳の行動がない。

その後、新村や管野らが具体的計画の謀議に入ってゆくが、これに幸徳

や奥宮が積極的に関与した事実はない。天皇危害罪について具体的には合意はないし、具体的計画を策定できる状況が整っただけで現実的危険性がない。

宮下は、実験結果を新村忠雄に知らせ、忠雄はこれを幸徳と管野に知らせている。幸徳は実験結果を奥宮に知らせたことは否定し、奥宮も同様である。

（24）宮下太吉の上京（明治43年1月1日）

明治四十三年一月一日被告傳次郎スガ太吉忠雄の四人傳次郎宅に會合して太吉携へし所の小罐及び薬品の批評を為し且交互其小罐を擲ちて實用に適するや否を試み

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

宮下太吉

新村忠雄

②行為

小罐2個と薬品（鶏冠石と塩素酸カリ）を批評

交互に小罐を擲ちて實用に適するや否を試み

③合意はあったのか

宮下の方から幸徳を訪れたのである。幸徳らがテロを予定していたなら幸徳らの方から明科にいてもいいはずである。

何のための会合かわからない、宮下を迎えた幸徳らは酒を飲みながらの

会合となり、真摯さがない。

小罐2個と薬品（鶏冠石と塩素酸カリ）を見ても何もでてこない。小罐は空き缶であり、こんなものを座敷で投げて意味はない。実用に適するものもない。

会合には、(21)で話をした古河力作が呼ばれておらず、まともな話はなかった。宮下は不満で帰っている。

④合意内容による当事者の行動

宮下がはるばる明科からせっかく爆弾の材料をもってきているのだから、現実の実験をすることができたはず。しかし、誰からも実験の話はできていないし、実験もされていない。

明治43年1月1日、宮下の方から鶏冠石と塩酸加里を別々の紙に包み、空罐二個を持参して幸徳宅を訪問した。このような重要な会議でもに幸徳、管野、新村忠雄だけで、有力構成員とされた古河は来ていない。しかも、「元日でみな屠蘇に酔っていて、いっこうに話がまとまりませんでした。それで宮下の持ってきた罐を投げてみて、鉄のほうがよいとか、角の多い罐がよくはないかというような話がありました」。幸徳は爆裂弾の性能に関心がなかったのである。宮下はまとまった相談ができなかったのも、多少不満な様子で帰っている。座敷で空罐を投げて稽古をしたというが、空罐を投げてみて、何の役にも立たないもので、酔った「座興」にすぎない。また実行計画も「酒など飲んでまとまった話はいたしませんでした。」という状況であった。

幸徳自体が明治42年11月頃から宮下と共に計画を進めることに熱意を失い非協力的になってきて、それが宮下をはじめとする他の者にわかる程であった。明治43年1月1日の幸徳宅の酒に酔った態度からも明らかになっていた。そのため、宮下は幸徳の本気度を疑い不満をもって帰るぐらいで

あった。

爆裂弾によるテロは、幸徳が除外され、宮下、管野、新村忠雄、古河により進められることになった。

（25）古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月2日）

翌日力作は傳次郎を訪問して傳次郎スガ忠雄より前日の形況を聴き尋て、

①当事者

古河力作

幸徳秋水

管野スガ

②行為

古河が幸徳、管野から話を聞いただけである。

話の内容は明らかではない。

③合意があったか

何もない。古河力作が幸徳、管野から話を聞いただけ。

具体的行動についての話（意思表示）もない。

④合意内容による当事者の行動

ない。

また、古河が宮下に連絡をした事実もない。合意もないし、実行意思もない。

（26）古河力作と管野スガ、新村忠雄の協議（明治43年1月23日）

同月二十三日力作か傳次郎宅に往きたる際スガ忠雄力作の三人は傳次郎

の寝臥したる隣室に於て秋季逆の謀の實行に関する協議を為し
忠雄は再び長野縣の郷里に帰省し太吉と來往相謀る所ありたり

①当事者

古河力作

管野スガ

新村忠雄

②行為

秋季、逆謀の實行に関する協議を為した。

③合意はあったのか

実行計画を協議は幸徳を除く古河、管野、新村忠雄の3名で幸徳の自宅なされている。幸徳は、自宅にいたにも拘わらず、会合から除外されている。

計画といっても、秋という遠い時期、場所も日時も決まっていない。宮下もおらず、爆弾の効果の認識もなく、幸徳は除外することを決めただけで、誰がどのようにするか段取りも決まっていない。

同年1月23日古河力作が幸徳宅をを訪問した際、管野、新村忠雄と、秋季のテロの実行する協議をした。その際、幸徳を除くことを決め、実行計画を協議した。しかし、肝心の宮下もおらず、場所も日時も何も決まっていない。協議は名ばかりで、幸徳は除外することがだけを決めただけで、合図役も決まっていないし、誰がどのようにするかも決まっていない。

この会合においても、具体的なことは決まっておらず、現実性がない。「秋にやろう」という抽象的合意があったとしても、「新村忠雄は再び長野縣の郷里に帰省し太吉と來往相謀る所ありたり」としても、何も決めてい

ないし、決められない。

合意の具体性がなく（当事者・内容）、「やる気」も「計画の具体性」もない。

（27）幸徳秋水の逃避（明治43年3月）

同年三月被告傳次郎は近日老母より帰郷を促す信書を得且其躬親を逆謀實行の任に當るを不利とする念生し偶小泉某歴史編纂の事業を擔任せんことを慫慂する所ありしを以て一時静狼の間其編纂に従事せんと欲し被告スガと相携へて相州湯河原に往き暫山水の間に起臥したり

①当事者

幸徳秋水

管野スガ

②行為

東京から湯河原へ逃げ込む。

③合意の内容

それまでの発言でとされる、「無政府状態をおこす革命（内乱）の意思も、それにともなうテロの意思」も喪失状態である。

④合意内容による当事者の行動

東京から湯河原へ逃げ込む。

幸徳秋水は、宮下太吉の実験の前後の明治42年11月頃から、無政府状態をおこすことに関心を失ってきて、宮下の話にも熱意を示さなくなっている。明治43年1月1日に宮下がわざわざ小罐2個と塩素酸加里、鶏冠石を

携えて幸徳宅を訪れても、酒を飲んでまともな対応をしていない。宮下も幸徳が本当に実行する意思があるかを疑って帰っている。

明治43年3月幸徳は近日老母より帰郷を促す信書をもらい、小泉三審から某歴史編纂の事業の誘いがあったので、これを編集するとして、管野と共に湯河原に赴いた。逃げ込んだのである。ここでは完全に無政府状態をおこす革命（内乱）の意思も、それにともなうテロの意思も全くない状態であった。

（28）再実験の中止（明治43年4月）

同年四月被告スガは湯河原より遙に書を長野縣に在る忠雄に寄せて爆裂彈の再試験を勧告す是に於て忠雄は太吉と相會して地勢を視察したれとも適當の地を發見せず且前回試発の際に於ける爆聲頗る世人の嫌疑を招きたる形蹟あるを以て時機を待ちて之を行ふことと為し遂に中止したり

①当事者

管野スガ（書面）

新村忠雄

宮下太吉

②行為

管野の宮下に対する爆弾実験の実施の勧奨

③合意があったか・合意内容による当事者の行動

宮下は再実験の意思がみうけられずできなかったし、実行行為がない

明治43年4月、管野は、湯河原より長野県にいた新村によせて書面で爆裂彈の再試験を勧め、新村は宮下と会ったが、宮下は再実験に消極的で、

時機を待ちてこれを行うことで中止した。

管野は、宮下とことなり、革命（内乱）のための爆裂弾であり、あくまで無政府状態をおこすことが目的であった。そして、管野は宮下の爆裂弾の破壊力について見ておらず確信をもっていなかった。つまり宮下の実験結果を信用しておらず再実験を考えていたのである。しかし宮下は、管野の疑問に正面から答えることがなかった。

（29）管野スガ、新村忠雄、古河力作の協議（明治43年5月17日）

5月1日被告スガは帰京して千駄ヶ谷町増田謹三郎方に寓す17日忠雄も亦帰京し其夜スガ、忠雄、力作の3人スガの寓所に相會して大逆罪實行の部署を議し一旦抽一籤してスガ力作の兩人先發者となり忠雄太吉の兩人は後發者と定まりしか忠雄は之を遺憾と為し翌日力作に對して之を變更せんことを求め遂に機を見て再び部署を議定すべきことを相約せり

①当事者

管野スガ

新村忠雄

古河力作

②行為

「テロ実行の爆裂弾投擲の順番」を話をした。

③合意があったか

投擲の順番だけ、それも翌日には変更が求められ、決まっていない。

④合意内容による当事者の行動

全くない。管野・新村忠雄・古河がたまたま集まっただけ、宮下もおら

ず、管野が入獄する前の日に、計画を話したようであるが、相変わらず計画が具体化していない。

明治43年5月1日、管野は帰京して、入獄のため、千駄ヶ谷町増田謹三郎方に入り、5月17日帰ってきた新村と管野・古河がたまたま集まった。管野が入獄する前の日に、計画を話したようであるが、相変わらず計画が具体化していない。3人で会い、テロの実行について順番を抽選で決め、管野、古河が最初に、新村、宮下が後発と決めた。

ところが、翌5月18日新村がこれを遺憾とし、古河にその変更を求め、再協議されることになった。そもそも爆裂弾製造者の宮下抜きで投擲者も順番も決められるはずもない。

場所・時期も明らかでなく、爆裂弾も集まった3名の誰もみておらず再実験すらできていない。参加者、投擲者すら決まっていない。

具体的、現実性がないのである。

(30) 結末

明治43年5月21日に事件が発覚し、宮下が逮捕された。

[追記]

本稿は、「龍谷大学大逆事件研究会」（代表・石塚伸一）の研究成果の一部である。